

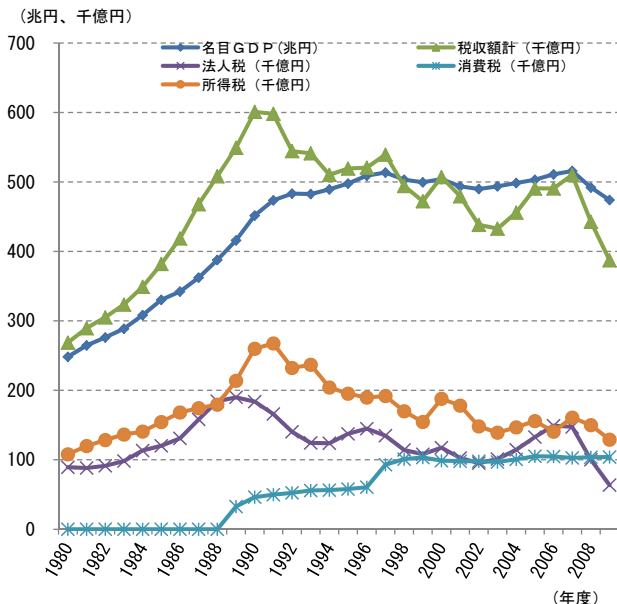
財政・社会保障の持続可能性に関する
「経済分析ワーキング・グループ」
中間報告 参考資料

1. 財政健全化と景気・経済成長

(1) 成長、物価上昇と財政健全化

・高い経済成長を実現すれば、財政が健全化するという主張の根拠は、それによって税収が大きく伸びるというもの。税収弾性値の大きさがカギ。

名目GDPと主要税目の推移（国・一般会計）



単純に平均した税収弾性値は、近年については大きな値

- ・ 税収弾性値を計算する際の分母である名目成長率については、1990年代後半以降、ゼロ近傍であるため、税収弾性値が振れやすい。
- ・ 分子である税収については、1990年代後半以降、さまざまな税制改正が行われ、それが影響を及ぼしている。税制改正の影響を除いた税収でみると不安定な動きはかなり小さくなる。

税収弾性値の推移（国・一般会計）

期間	税収弾性値 ^(注) (平均、 括弧内は標準偏差)	名目成長率 (平均、% 括弧内は標準偏差)	税収伸び率 (平均、% 括弧内は標準偏差)
1981-1990	1.43(0.51)	6.17(1.56)	8.40(1.84)
1991-2000	1.91(4.13)	1.12(1.87)	▲1.56(5.27)
2001-2009	4.04(3.91)	▲0.66(2.27)	▲2.68(7.70)
1981-2000	1.67(2.87)	3.65(3.09)	3.42(6.39)
1991-2009	2.92(4.06)	0.28(2.21)	▲2.09(6.37)
1981-2009	2.41(3.35)	2.52(3.47)	1.53(7.27)

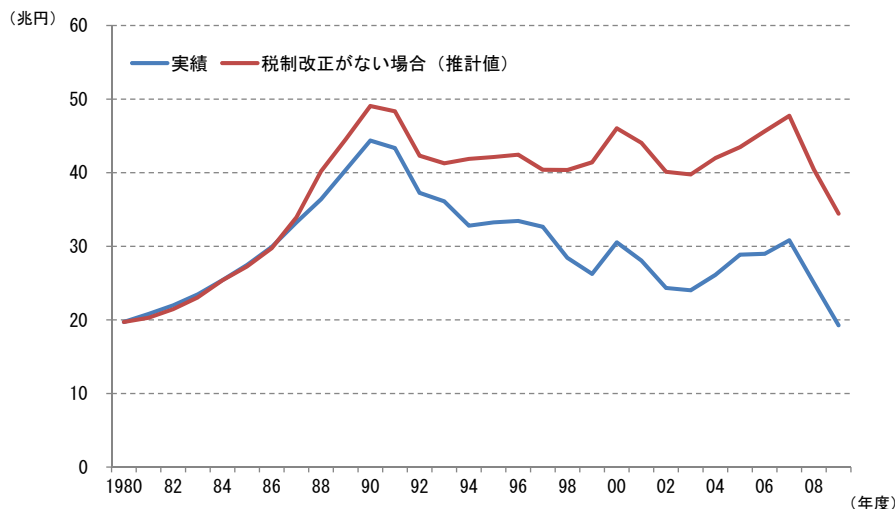
（備考）内閣府「国民経済計算年報」、財務省「財政統計」、「財政金融統計月報」より作成。

各年度の税収弾性値（税種の伸び率を名目成長率で除したものを期間ごとに平均したもの。したがって、税収弾性値は、表中にそれぞれ期間平均で示されている税収伸び率を名目成長率で除したものと一致しない。

1

名目成長率と税制改正による影響

○税制改正の影響を除いた税収（所得課税（所得税＋法人税））



（備考）1. 毎年度の税制改正の増減収額を戻すこと等により税制改正前の税収を推計。

2. ただし、これは税収増の経済への影響を考慮していない。

○税収弾性値の推計結果について

	税収（一般会計）		
	平均値	回帰分析(1) (注1)	回帰分析(2) (注2)
税収実績	2.41(0.63)	1.74(0.25)	1.69(0.34)
80年税制基準（税制改正による変更前）	1.61(0.59)	1.37(0.23)	1.25(0.35)

（備考）1. $\Delta Y_t = \alpha_0 + \beta_0 \Delta X_t + u_t$ によって推計（ ΔY_t は税収伸び率、 ΔX_t は名目成長率）。

2. $\Delta Y_t = \alpha_0 + \alpha_1 Y_{t-1} + \beta_0 \Delta X_t + \beta_1 \Delta X_{t-1} + u_t$ によって推計し、 $(\beta_0 + \beta_1) / (1 - \alpha_1)$ を求めた。

3. 括弧内の数値は標準誤差。

2

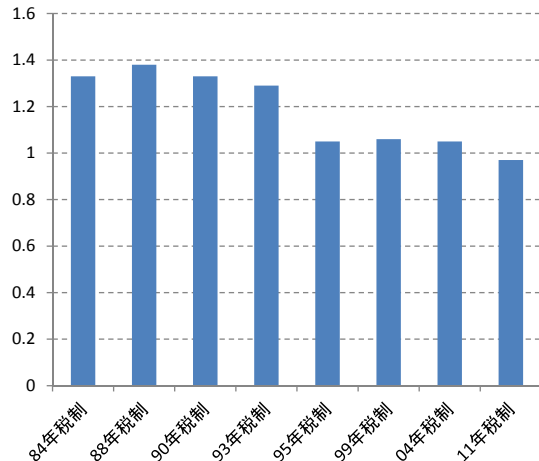
税全体の税收弾性値について

○80年代の税收弾性値は1.3～1.4であったが、現在の税收弾性値は1強程度とみられる。

(要因)

- ・個人所得税…長期的に弾性値が低下傾向
- ・法人税…弾性値は比較的高いが、ウェイトは低下
- ・間接税…弾性値はほぼ1であり、かつ税收の中でウェイトが高まっている

(1) 租税全体の弾性値の推計結果



(備考) 内閣府「国民経済計算」等より大和総研作成。

(2) 1988年度と2011年度の変化の要因分解

			1988年税制	2011年税制
個人所得税	弾性値	E1	1.40	0.68
	ウェイト	w1	0.32	0.33
法人税	弾性値	E2	1.77	1.64
	ウェイト	w2	0.35	0.16
間接税	弾性値	E3	1.00	1.00
	ウェイト	w3	0.31	0.48
合計			1.38	0.97
(寄与度分解)				
個人所得税の弾性値の変化			$w1 \cdot \Delta E1$	▲0.23
法人税の弾性値の変化			$w2 \cdot \Delta E2$	▲0.05
間接税の弾性値の変化			$w3 \cdot \Delta E3$	0.00
法人税のウェイトの変化			$\Delta w2(E2-E1)$	▲0.07
間接税のウェイトの変化			$\Delta w3(E3-E1)$	▲0.07

(備考) 左図より内閣府作成

3

成長、物価上昇が財政収支に与える影響の試算

○現状においては、歳出規模が税收規模を大きく上回るため、特に国の一般会計の場合、財政収支は悪化する可能性が高い。

- ・財政収支赤字: (D) = 歳出(X) - 歳入(R)
- ・前提: 名目成長率(または物価上昇率)がg%、歳入の伸びはag%(aは歳入の弾性値)、歳出の伸び(bg+c)% (bは歳出の弾性値、cは高齢化等による自然増)

翌年度の財政赤字の変化幅

$$\Delta D = g[bX - aR] + cX = gR \left[b \frac{X}{R} - a \right] + cX$$

g = 0 ならば、収支は悪化

名目成長率
× 歳入

歳出の弾性値 ×
歳出と歳入の比率

歳入の弾性値

歳出の自然
増加率 × 歳出

名目成長率が上昇することにより、収支が改善する条件⇒(歳入の弾性値)が十分大きくて(歳出の弾性値) × (歳出と歳入の比率)を上回らなければならない。

		①歳出の弾性値 (b) (注1)	②歳出と歳入の 比(X/R) (注2)	③歳入の弾性値 (a)	収支改善条件 (①×②-③)
物価	国(一般会計)	1弱	2程度	1強	×
	一般政府	1弱	1.3	約1(注3)	×
実質 成長	国(一般会計)	0.2弱	2程度	1強	◎
	一般政府	0.2弱	1.3	約1(注3)	◎
名目 成長	国(一般会計)	0.5弱	2程度	1強	○
	一般政府	0.5弱	1.3	約1(注3)	○

(注1) 歳出の弾性値は社会保障支出と非社会保障支出の加重平均(国は1:2、一般政府は1:1)。

(注2) 国(一般会計)は2009、10年度の実績の平均、一般政府は2009年度の実績に基づく。

(注3) 税收の弾性値に加え、社会保険料の弾性値を考慮。

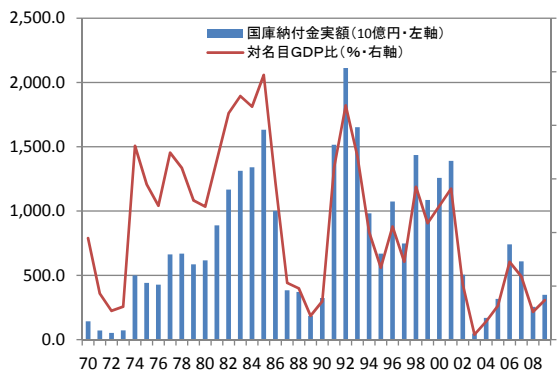
- ◆ 物価上昇によって収支が改善するとは限らず、国の一般会計ではむしろ悪化する可能性が高い。
- ◆ 実質成長率が高まる場合は、収支が改善する可能性が高い。
- ◆ 高齢化による社会保障支出の増など、マクロ経済動向とは独立した要因による歳出増加を上回る税收増が必要。

4

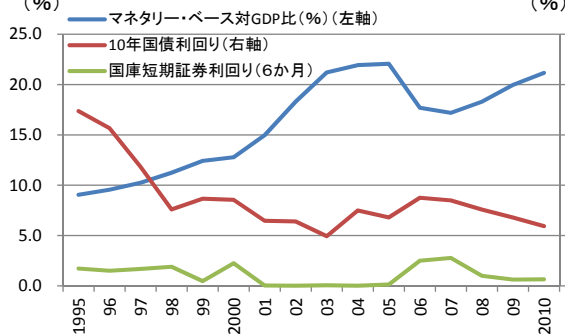
日本銀行の国債引受け及びインフレが債務残高に及ぼす影響

- ・日本銀行の国債引受けによる通貨発行益は財源にならない。
- ・インフレにより実質的な債務負担が軽減するのは、借換えが一巡するまでの一時的な効果であり、永続的なものではない。

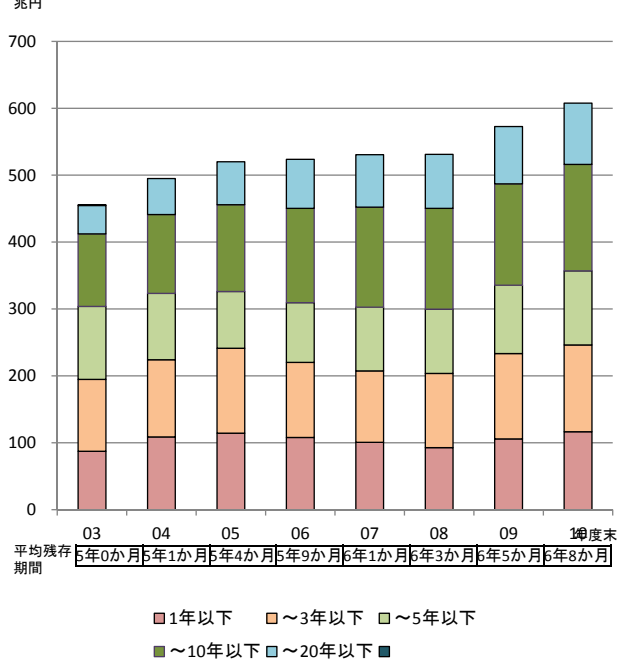
(1) 日本銀行国庫納付金の推移



(2) マネタリー・ベースの推移



(3) 普通国債残高と残存期間別構成の推移

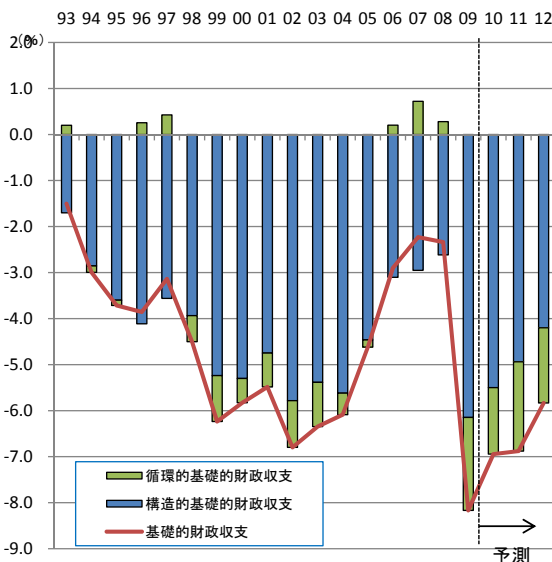


(出所)

- (1) 日本銀行財務諸表より作成
- (2) 日本銀行「資金循環統計」より作成
- (3) 財務省「債務管理レポート2011」より作成

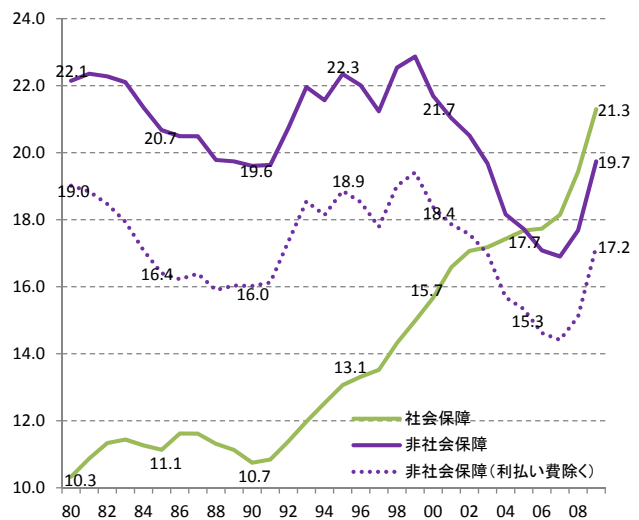
○我が国の(基礎的)財政赤字の大半は社会保障を中心とする構造的なもの

我が国の構造的収支と循環的収支(対GDP比)



(備考) OECD Economic Outlook 89 database より作成。一時的要因は除去。

社会保障・非社会保障別歳出の推移



(備考) 内閣府「国民経済計算年報」より作成。社会保障支出とは、現金社会給付と現物社会給付等の合計。また、非社会保障支出とは、雇用者報酬、中間投入、生産・輸入品に課される税、(控除)商品・非商品販売、総固定資本形成、土地の購入、補助金、賃貸料、その他の経常移転、資本移転、利払費の合計。

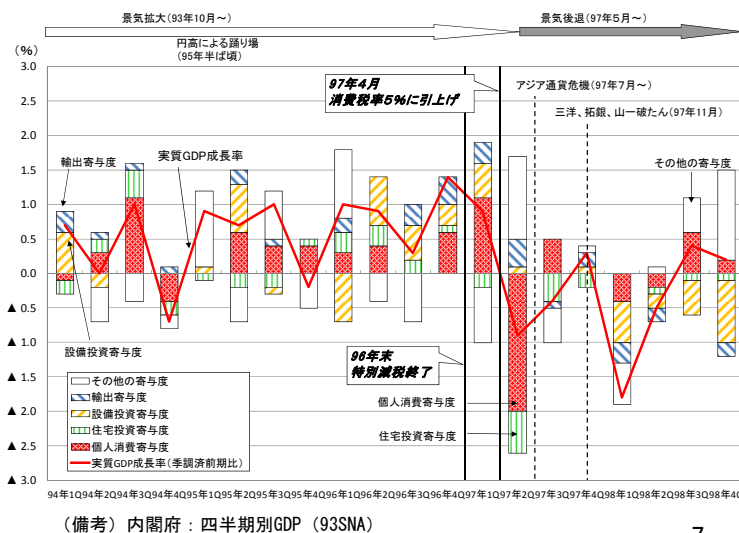
(2) 消費税率引上げと景気動向

1997年の消費税率引上げの評価・教訓

1997年の消費税率引上げについて、マクロ経済に与えた影響は未だに見解が分かれる。ただし、最近の研究結果から考えると97～98年の景気後退の「主因」とは考えられない。

- 消費税が3%から5%に引き上げられた1997年の景気動向については、アジア通貨危機(7月)、金融システムの不安定化(11月)という大きなショックに日本経済が見舞われたため、消費増税そのものの影響だけを析出するのは容易ではない。
- さらに消費増税は、消費の「駆け込み需要」とその後の「反動減」を生み出すため、マクロの所得効果を見るためにはこうした消費の変動をも取り除かなければならない。
- 消費増税が消費の落ち込みを通して日本経済にマイナスの影響を与えたという見方もある。
- 「家計調査」のミクロのデータを用いた最近の研究によれば、マイナスの所得効果は0.3兆円、対GDP比0.06%と推計されている。

＜1997年の消費税率引上げ時における主な経済指標の推移＞
四半期GDPの動き(1994-1998年度)



7

消費税率引上げ時における消費への影響

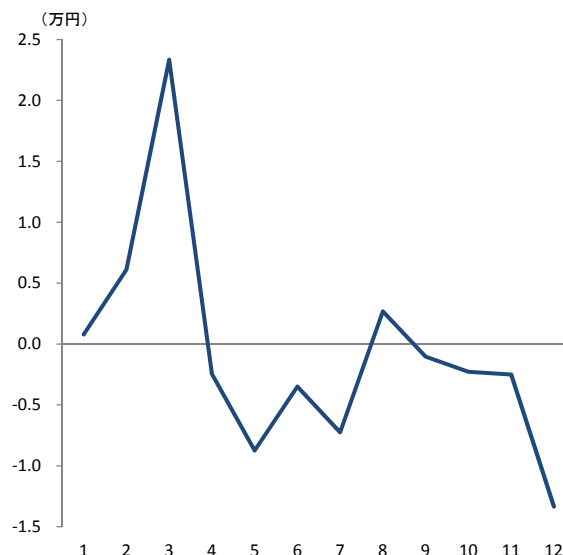
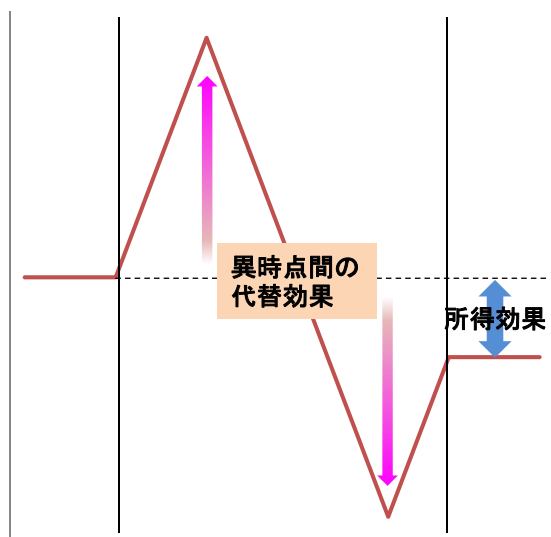
(Cashin and Unayama(2011)から)

消費に与える影響は2つの側面

- 代替効果: 引上げ前の支出を増加し、引上げ後に支出を減らす。(駆け込み需要と反動減)
- 所得効果: 税率の上昇による実質可処分所得の減少により消費が恒常的に減る。

97年の引上げ当時の影響

- 消費支出の水準は、8月には96年第4四半期(消費増税のアナウンスがあった)に戻っている。
- 推計された所得効果による消費減は1世帯562円(1か月あたり)であり、統計的に有意でない。



8

独・英における付加価値税率引き上げの影響

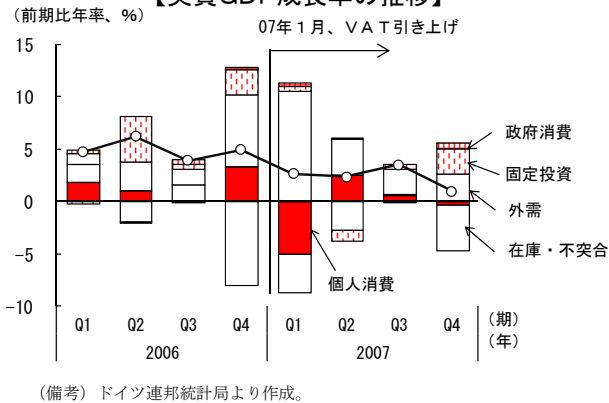
独及び英(2010年)における付加価値税率引き上げの景気への影響は限定的。
ただし、英(2011年)については、個人消費減少の要因についての更なる見極めが必要。

○ドイツ

07年1月(16%⇒19%)に引き上げ

・06年10～12月期は、引き上げ前の駆け込みにより個人消費は増加。07年1～3月期は、引き上げの影響により大幅減少。増減に大きく寄与したのは、自動車等の耐久消費財。
・なお、VAT引き上げと同時に所得税の最高税率引き上げ(42%から45%に)、08年1月から法人税率の引下げ(25%から15%に)。また、VAT引き上げによる税収増のうち、約3分の1は社会保険料の引下げに充てるとされた。

【実質GDP成長率の推移】



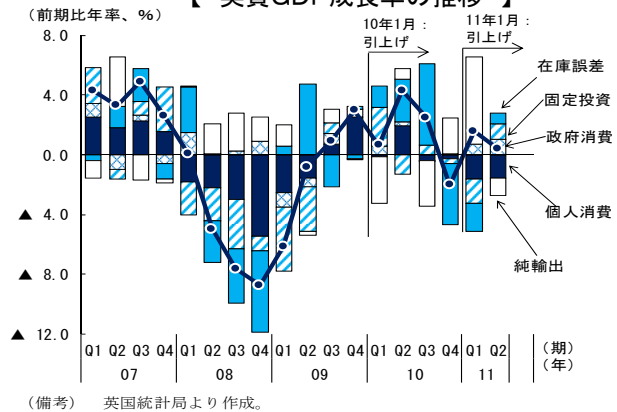
○英国

①10年1月(15.0%⇒17.5%)

②11年1月(17.5%⇒20.0%)に引き上げ

- ① 引き上げ前の09年10～12月期の消費は増加。増加に寄与したのは自動車、娯楽・文化(家電が含まれる)等。なお、自動車は買い替え支援策終了前の駆け込みも影響した模様。引き上げ後の10年1～3月期の消費は微減。自動車等が押し下げ要因に
- ② 引き上げ前の10年10～12月期の消費は減少。衣服や娯楽・文化が押し下げに。ただし、12月の大雪の影響により、発生するはずであった駆け込みが打ち消された可能性がある。引き上げ後、11年1～3月期と4～6月期の消費は減少。自動車や住居・光熱費等が押し下げに。

【実質GDP成長率の推移】

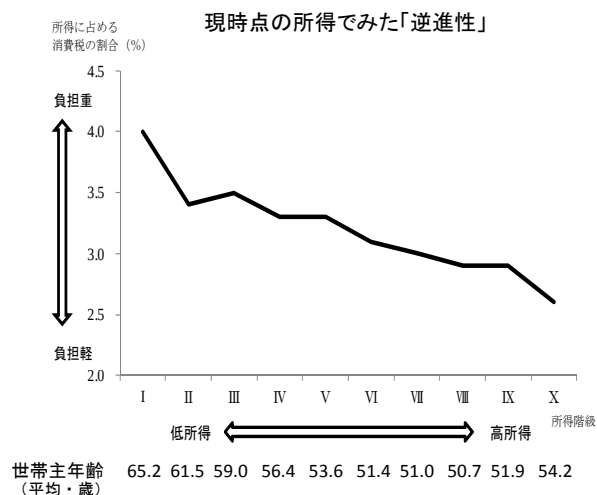


2. 格差問題についての考え方

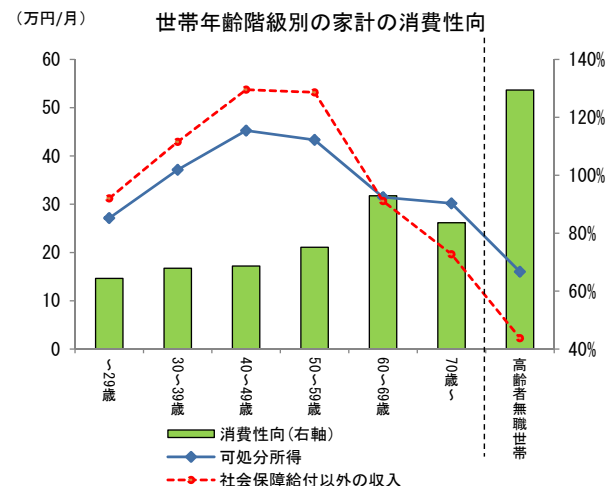
(1) 消費税の「逆進性」について

○生涯所得でみた消費税の負担は、現時点の年間所得でみた場合と比べ、「逆進性」が小さい。

- ・消費税の「逆進性」とは、所得に対する消費税の負担率が、低所得者ほど重いことを指す。
- ・現時点の所得でみた「逆進性」は必ずしも「不公平」を意味せず、単に調査時点の年齢の違い等の反映である可能性あり。右図は所得の少なくなる高齢期に消費性向が高まる傾向があることを示しており、左図に示されるような「逆進性」の原因の一つとなっている。
- ・生涯所得でみると消費税は比例税的であるとの試算もある。



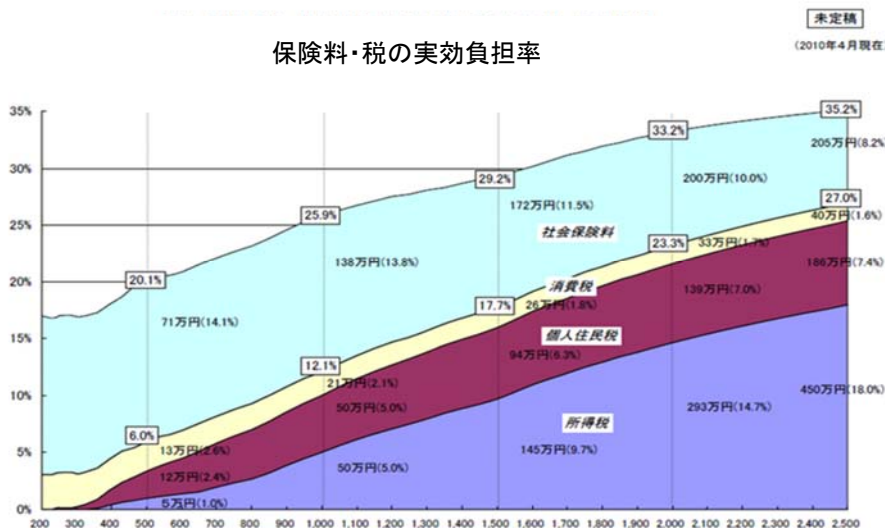
(注) 橋本(2010)表1より作成。元のデータは「家計調査年報」(2007年)に基づくが、課税ベースとして消費支出全体を用いているため、実際よりも少し大きく推計されている。



(備考) 家計調査年報(平成22年度)より作成。世帯主年齢別は総世帯のうち勤労者世帯。高齢者無職世帯とは、世帯主年齢が60歳以上で、無職の世帯。

○現時点の家計の負担全体を見ると、消費税や社会保険料は逆進的な傾向を示す一方、所得税や個人住民税は累進的となっており、全体としては累進的。

- ・ 現時点の所得でみた消費税の逆進性は、所得税など他の税制や社会保障制度全体、さらには歳出面を含めた見直しの中で十分対応可能。
- ・ 非正規労働者や若い世代・子育て世代なども視野に入れた対応を行うべき。



(注1) 夫婦2人の民間給与所得者で、子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとして試算している。

(注2) 個人所得課税(所得税・個人住民税)は、税源移譲(19年(度)から実施)後の実効税率である。

(注3) 社会保険料については、全国健康保険協会管掌健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険について試算している。また、ボーナスを給与4か月分(年2回支給)として仮定している。

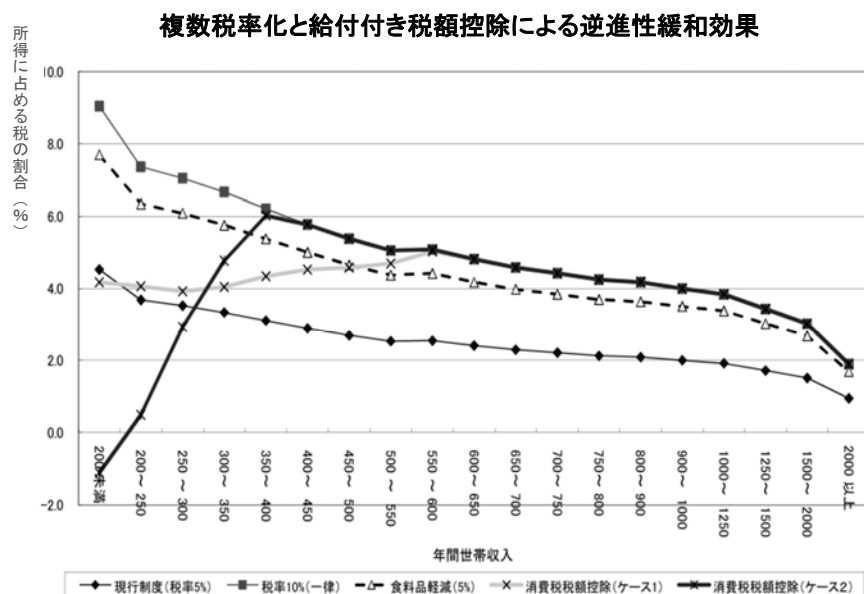
(注4) 消費税については、給与収入に対応する可処分所得(給与収入-個人所得課税-社会保険料)に、家計調査上の平均消費性向と、消費支出に占める課税対象割合(二人以上勤労者世帯)を乗じ、課税対象消費支出を算出し、消費税率を乗じて試算したものである。

(出所) 政府税制調査会専門委員会(2010年度第10回 2010年11月1日)資料

11

○逆進性を是正する場合、その緩和策としての軽減税率導入の是非

- ・ 食料品への軽減税率の適用は、高所得者も一定の割合で食料品に支出することを踏まれば、非効率。
- ・ 低所得者に対象を絞った還付(給付)措置の方が、逆進性の是正効果が大きい。

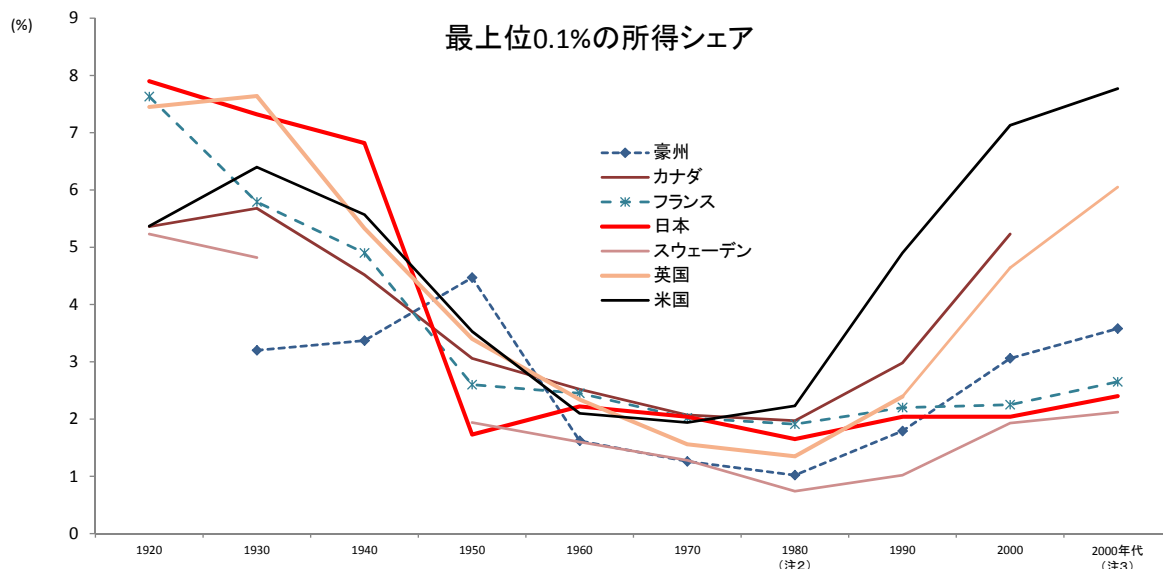


○消費税率10%を想定。「食料品軽減」:食料品の税率を5%に据え置いたもの。「消費税額控除」:消費税支払いに対する還付として定額給付を行う。
 (ケース1) 定額給付4.8万円、ただし所得制限を300万円とし、これを超えると減額率5% 給付額(万円)=4.8×世帯人数-(所得-300)×0.05)
 (ケース2) 定額給付10万円、ただし所得制限を230万円とし、これを超えると減額率15% 給付額(万円)=10×世帯人数-(所得-230)×0.15)
 (出所) 佐藤(2010a), 図6-8

12

(2) 格差問題への対応について

- 英米加では、近年、富裕層(所得ランキング最上位0.1%)所得の全所得に占めるシェアが急激に上昇。
- 一方、日本、仏、スウェーデンでは富裕層への所得集中が進むといった傾向はみられない。

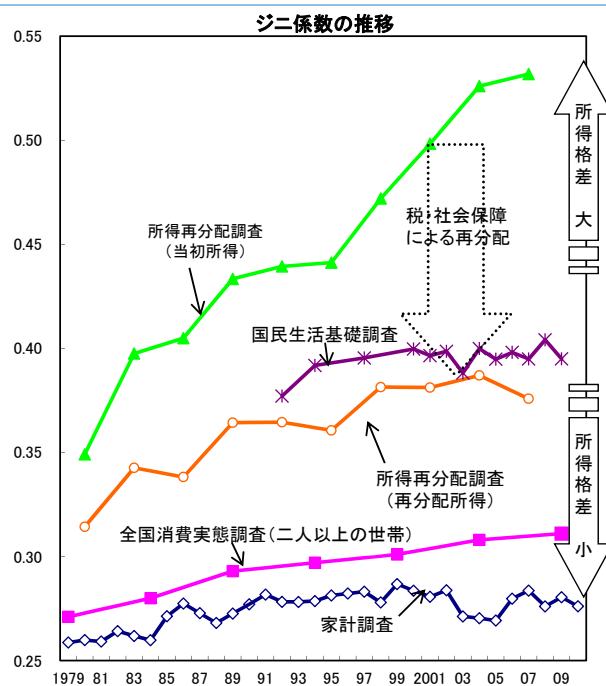


(注)

1. Anthony B. Atkinson, Thomas Piketty, Thomas and Emmanuel Saez. 2011. "Top Incomes in the Long Run of History", Journal of Economic Literature 2011, 49:1, 3-71. データは<http://g-mond.parisschoolofeconomics.eu/topincomes/>より入手。
2. 英国の1980年は1981年の値。
3. 日本は2005年、フランスは2006年、豪州、英国は2007年、米国は2008年、スウェーデンは2009年。
4. 所得は、資本所得、事業所得、給与を含み、キャピタルゲインを除く。

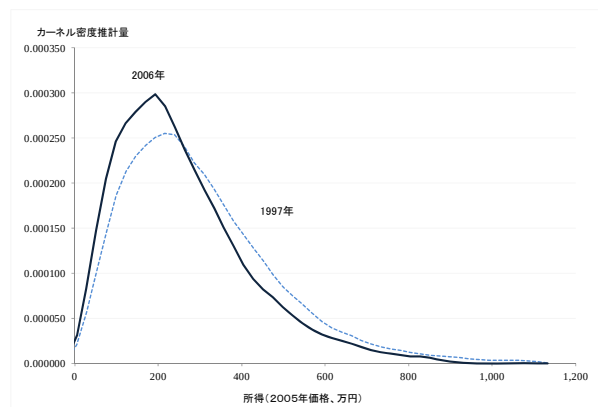
13

- 高齢化等もあり、世帯所得のジニ係数でみた所得格差は長期的には概ね上昇傾向、さらに、所得分布全体が下に移動するという全般的な貧困化という傾向もみられる。



ジニ係数・・・所得分配等における不平等度を表す指標。0から1までの値をとり、0に近いほど所得分配等が均等であることを示す。

所得分布の変化:1997年～2006年



(備考)

左図

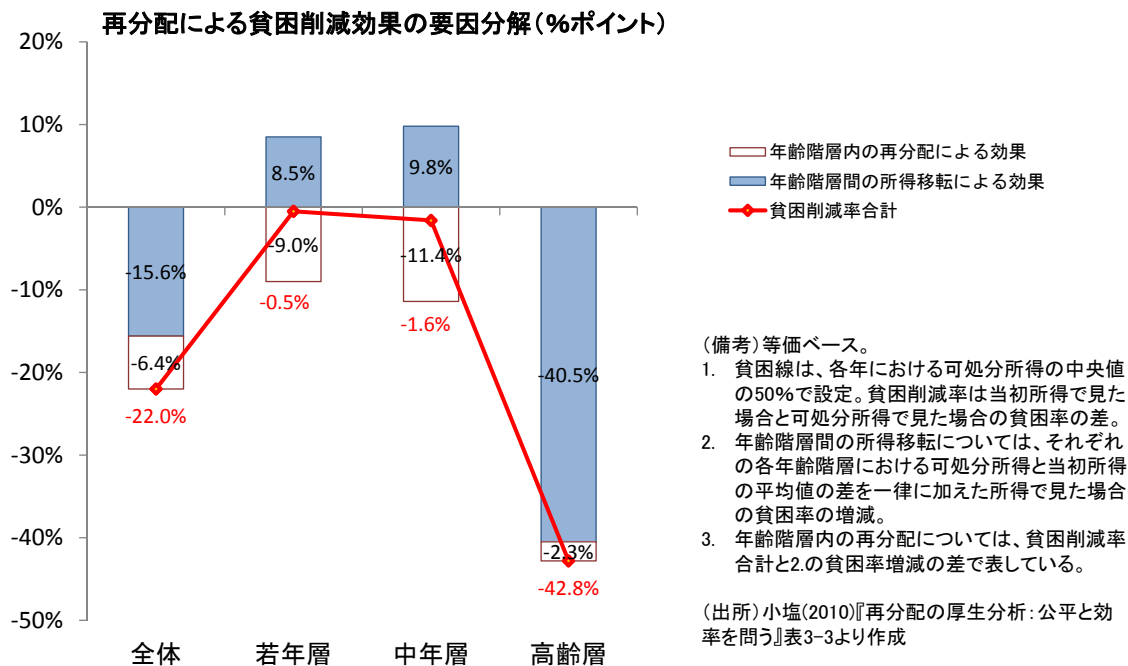
1. 総務省「家計調査」、総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」により作成。
2. 「家計調査」の系列は年間収入(過去1年間の現金収入、課税前)の5分位を用いて計算。
3. 「全国消費実態調査」の系列は年間収入(過去1年間の収入総額、課税前)の10分位を用いて計算。
4. 「所得再分配調査」の系列の当初所得は課税前、再分配所得は課税・社会保障料控除後、社会保障給付を含む。
5. 「国民生活基礎調査」の系列は年間所得金額(課税前)。
6. 世帯ベース。

右図

等価可処分所得・世帯員ベースでみたもの。
厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成。

14

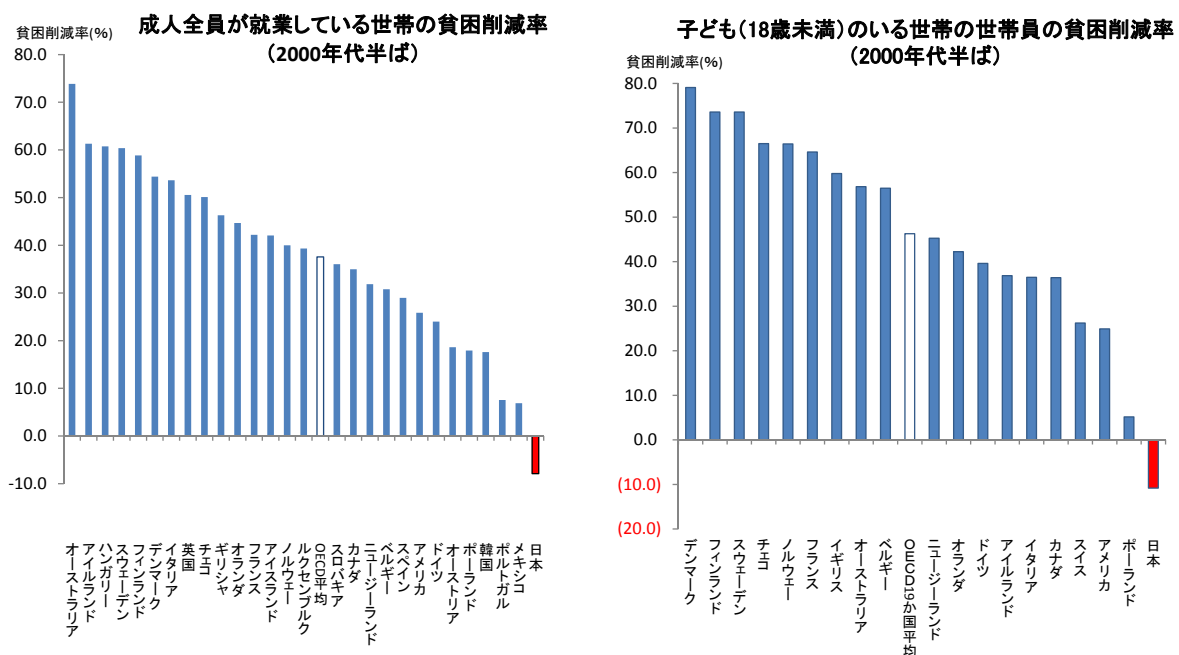
- 再分配は主として世代間で行われていた
- 当初所得と可処分所得の差で再分配政策の効果を見ると、高齢者向けが多い。



15

- 我が国の再分配政策は、高齢者向けが多く、子どものいる世帯を含め現役世帯については負担が受益を上回っている。
- このため、勤労者世帯や子どものいる世帯においては、再分配政策によってかえって貧困率が上昇してしまう、という矛盾が生じている。

貧困削減率とは、市場所得(分配前)と可処分所得(分配後)の相対的貧困率の違い。再分配政策の効果とみる。日本は可処分所得で見た相対的貧困率は市場所得で見た場合よりも上昇している。



(注) 1. 貧困削減率=(市場所得の貧困率-可処分所得の貧困率)/市場所得の貧困率
 2. 可処分所得は、市場所得に社会保障による現金給付額(年金等)を加え、税金及び社会保険料を加えたものを示し、現物給付は含まれていない。

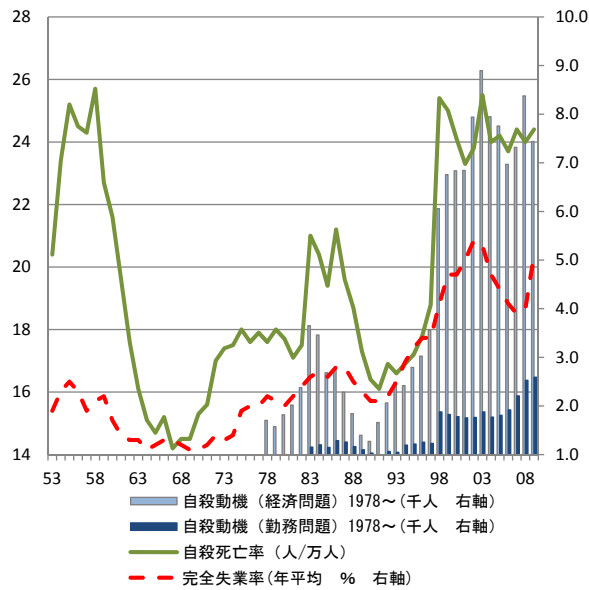
(出所) OECD "Growing Unequal?"より作成

16

○1990年代後半から自殺者と生活困窮者が増加

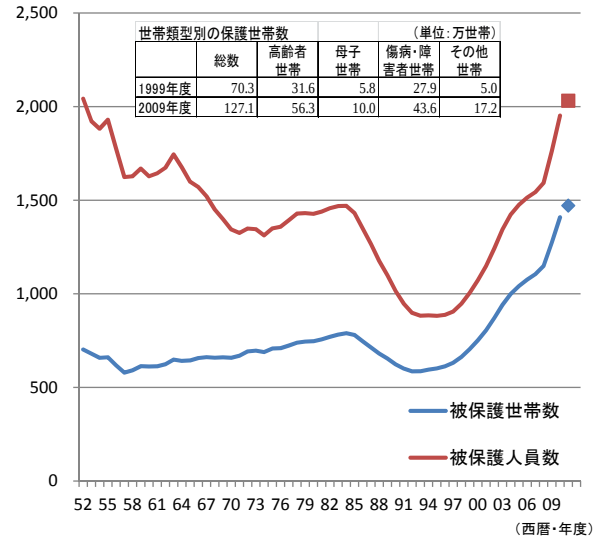
自殺死亡率は主として景気変動との相関が大きい。
(1990年代後半に急増、その後高止まりの傾向。)

1990年代後半から、生活保護は急増。足元(2011年5月)では被保護人員数が200万人を上回り、1952年当時の水準。



(備考) 厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」及び総務省「労働力調査」より作成。47年までは沖縄を含まない。

(千世帯、千人) 我が国における生活保護受給の状況



(備考) 厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」より作成。右端の点は2011年5月の数字。17